

平成24年度事業計画

千葉県農業再生協議会

1 事業方針

国は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付するなどの『農業者戸別所得補償制度』を平成23年度から本格実施し、平成24年度も継続実施される。

そこで本協議会では、平成23年度に引き続き、農家自らが、経営の安定を見据え、本制度への参加・不参加が判断できるよう、すべての農業者に制度の周知徹底や実需者情報の提供を実施し、加入者の拡大を図ることとする。

特に、水田を有効活用し食料自給力の向上を図るため、JA等農業者団体と連携し、主食用米は需給調整を図りつつ作付し、その他の水田では水田を最大限活用できる新規需要米（飼料用米、米粉用米、ホールクロップサイレージ稲）、加工用米、備蓄米を重点作物として推進し、農業者戸別所得補償制度による水田農業の経営確立を図る。

なお、畜産が盛んな本県では、実需者から要望のある飼料用米について、生産・流通のマッチングを積極的に展開し、取組の一層の拡大を図る。

併せて、集落の合意のもとに推進してきた麦・大豆によるブロックローテーションなど生産性の高い集団転作を推進するとともに、地域の特性を生かした畑作物の取組についても国と連携し推進を図る。

なお、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等と一体的な取組ができるよう、千葉県農業再生協議会の構成団体となっている千葉県担い手育成総合支援協議会、千葉県耕作放棄地対策協議会との連携により農業者戸別所得補償制度の推進に取り組む。

2 事業計画

(1) 農業者戸別所得補償制度推進事業

農業者戸別所得補償制度を円滑に実施するための推進活動を実施する。また、各地域協議会の実施する推進活動に対し指導・助言する。

(2) 地域協議会の活動に対する支援

地域農業再生協議会の活動と農業者の取り組みを支援するため、地域協議会に対し、制度の説明会等を開催するとともに、地域の課題解決に向けた指導、助言を行う。

(3) 農業者と実需者との連携支援

地域での新規需要米、加工用米の取組意向や生産状況を把握し、実需者に向けての情報提供や広報活動を行うとともに、実需者情報の収集や実需者との情報交換を行い、農業者と実需者とのマッチングを推進する。

また、実需者自らが行う、新規需要米等を活用した商品の販売促進活動を支援するとともに、関係機関、団体と連携し、新規需要米の活用に向けた啓発を行う。

(4) 飼料用米等の生産拡大の推進

畜産県である本県の特性を生かし、飼料用米やホールクロップサイレージ稲の生産拡大を図るため、「飼料用米の生産拡大に向けたプロジェクトチーム」と連携した支援活動を行う。また、本県に適した飼料用米専用品種「べこあおば」の導入および生産指導を引き続き実施する。また、地域の稲作農家と畜産農家等が結びついて行う地域内流通の取引が円滑に行われるよう、地域における「飼料用米利用者協議会」等の活動を支援する。

(5) 備蓄米の推進

平成23年度より、棚上げ備蓄に移行した政府備蓄米について、今年度は重点品目に加え、千葉地域センターと連携し、情報の収集と地域への提供を実施する。また、全農県本部・県米集連は、各地域のJA・会員を通じ、取り組む意向のある農家に対し情報提供をするとともに、積極的な取組を促し、取組を推進する。

(6) 担い手の育成確保

地域農業を支える担い手の育成確保を目的に、集落営農の法人化の推進や農地利用集積の促進等に向けた研修会等の開催や啓発資料の作成・配布を行う。

(7) 耕作放棄地の再生利用

耕作放棄地再生利用の円滑かつ迅速な実施に向けて、検討会等の開催や啓発資料の作成・配布を行うとともに、地域協議会等への指導・助言を行う。